

工事請負契約の変更契約の締結について

(仮称) 東藤白橋築造及び旧橋撤去工事について、次のとおり請負契約の変更契約を締結する。

2024年(令和6年)12月2日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

1 契約の相手方

(仮称) 東藤白橋築造及び旧橋撤去工事

西尾建設・大春工務店共同企業体

代表者 藤沢市鵜沼石上三丁目3番2号

株式会社西尾建設

代表取締役 西 尾 雄一郎

2 変更内容

(1) 契約金額

変 更 前	増 額 分	変 更 後
268,884,000円	12,988,800円	281,872,800円

(2) しゅん工期限

変 更 前	変 更 後
2026年(令和8年)2月27日	2026年(令和8年)3月19日

提案理由

(仮称) 東藤白橋築造及び旧橋撤去工事の内容を変更するに当たり、当該工事に

係る請負契約の変更契約を締結したいので、藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出する。

参 考

藤沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 抜粋
(契約)

第2条 法第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格150,000,000円以上の工事又は製造の請負とする。